

緊急事態措置

令和2年4月17日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

政府は、4月16日、新たに本県を含む40道府県の全域を対象に、5月6日までを期限として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

本県においては、大都市に見られるような急激な感染の拡大は見られていませんが、感染拡大を防止し県民生活及び県内経済の安定を図るため、緊急事態措置を次のとおり講じることとします。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置の期間 令和2年4月17日（金）から5月6日（水）まで
緊急事態措置の区域 秋田県全域

1 県外や海外からの移動の自粛

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、県外・海外からの帰省・訪問など、県境をまたいだ移動を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いするとともに、ご家族・ご親類の皆様からも、この旨の適切なアドバイスをお願いします。

県外・海外から来られた方は、自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にするよう、お願いします。

2 不要不急の外出の自粛

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、不特定多数の人と会う場所への外出の自粛をお願いします。

特に、都市部で多く人と出会うような外出や、人が集中するおそれがある観光地や県外への外出は、自粛してくださるよう強くお願いします。

3 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避けていただくをお願いします。

4 接客を伴う飲食店等への外出自粛

これまで以上に徹底して「三つの密」を避けていただくため、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出」を自粛していただくよう、強くお願いします。

5 イベント・行事等の自粛

県民及び事業者の皆様には、多数の人が参加するイベント・行事・会合・集会等の開催を控えるよう、ご協力をお願いします。

また、若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控えるようお願いします。

6 県立学校等の休業

県立学校について、早期の休業を要請します。

また、市町村立学校及び私立学校についても、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、設置者に対し、適切な措置を講ずるよう要請します。